

千葉県子育てのための施設等利用給付費の支給に関する要綱（幼稚園の預かり保育料等）

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項に規定する施設等利用費の支給を実施するにあたり、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、令及び府令で使用する用語の例による。

（対象者）

第3条 支給の対象者は、次の各号いずれかに該当する者で、企業主導型保育事業に在籍していない者とする。

- (1) 法第30条の4第2号に規定する小学校就学前子どものうち、本市に住所を有する者または本市に住所を有すると市長が認める者で、法第30条の5に基づき本市の認定を受けた者とする。
- (2) 法第30条の4第3号に規定する小学校就学前子どものうち、本市に住所を有する者または本市に住所を有すると市長が認める者で、法第30条の5に基づき本市の認定を受けた者とする。
- (3) 法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子どものうち、本市に住所を有する者または本市に住所を有すると市長が認める者で、法第20条に基づき本市の認定を受けた者とする。

（対象施設等）

第4条 対象施設等である子ども・子育て支援施設等は次に掲げる施設又は事業とする。

- (1) 法第7条第10項第4号に規定する認可外保育施設
- (2) 法第7条第10項第5号に規定する預かり保育事業（ただし、法第7条第10項第1号に規定する認定こども園、法第7条第10項第2号に規定する幼稚園または法第7条第10項第3号に規定する特別支援学校に限る。）
- (3) 法第7条第10項第6号に規定する一時預かり事業
- (4) 法第7条第10項第7号に規定する病児保育事業
- (5) 法第7条第10項第8号に規定する子育て援助活動支援事業（ただし、ファミリー・サポート・センター事業で、援助を行うものに限る（送迎を除く。）。）

(子育てのための施設等利用費の請求)

第5条 第3条各号に掲げる子どもの保護者(以下「保護者」という。)は、法第30条の11第1項に基づき施設等利用費を市長に請求することができる。

2 前項に基づく請求をしようとする保護者は、市長が定める期日までに、施設等利用費交付申請書兼請求書(様式第1-1号~3号) **又はこれに準ずる様式**に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

ア 領収証

イ 特定子ども・子育て支援提供証明書(原本)又は相互援助活動報告書(様式第1-4号。ファミリー・サポート・センターの場合。)(原本)

ウ ア、イに替えて、ア、イを統合した「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書」(原本)

3 市長は、前項に規定する請求書等を受理したときは、その内容を審査し、支払いを決定したときは、その旨を施設利用費支払通知書(様式第2号)により、支払いを行わない場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(支払方法)

第6条 前条に基づく請求の支払方法については、市長から保護者へ四半期ごとに支払うものとする。ただし、市長が特段の理由があると認めた場合はこの限りではない。

(施設等利用費の額)

第7条 施設等利用費の額は、令15条の6に基づき別表のとおりとする。ただし、現に要した費用の額が別表に掲げる額を下回る場合には、現に要した費用の額とする。

(施設等利用費の返還)

第8条 保護者が偽りその他不正な手段により施設等利用費の支給を受けた場合、市長はすでに支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

(別表)

在籍区分	施設等利用費	
	第3条(1)及び(3)	第3条(2)
認定こども園 幼稚園 特別支援学校	上限月額 11,300 円 ^{※2,3}	上限月額 16,300 円 ^{※2,3}
認可外保育施設等 ^{※1,4}	上限月額 37,000 円 ^{※4}	上限月額 42,000 円 ^{※4}

※1 認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター（以下「認可外保育施設等」という。）とする。

※2 施設等利用費（預かり保育事業）の算定については、利用日数に日額単価（450 円）を乗じて計算した支給限度額（上限月額 11,300 円。第3条（2）の場合は上限月額 16,300 円）と実際に支払った実績額を月ごとに比較して、少ない方の額を支給額とする。

※3 在籍園（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校）で預かり保育事業を実施していない場合、又は在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数が200日未満に該当する場合は、認可外保育施設等の利用料も含めた額となる。

※4 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者を除く。

記入日 年 月 日

(宛先) 千葉市長

施設等利用費交付申請書兼請求書

幼稚園・認定こども園の預かり保育事業

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、千葉市内に居住していることを千葉市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを千葉市が対象施設等に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を千葉市が対象施設等に確認すること。
4. 課税状況を千葉市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日		年	月	日	
氏名			現住所					
			電話番号					
(注)自筆でない場合は、記号押印してください。								

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ		生年月日		年	月	日
氏名		給付認定番号				
		園名				

3. 在籍園の預かり保育事業における施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月	園に支払った金額(a) ※1	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	請求額※2, ※3 (aとbの金額の低い方を記入)
年 月	円	日	円	円
年 月	円	日	円	円
年 月	円	日	円	円

- ※1 支払った金額のうち、おやつ代など実費分を除いた額となります。
- ※2 月額上限額は11,800円(住民税非課税世帯の満3歳の場合は、次の3月分まで16,800円)です。「aとbの金額の低い方」がこれを超える場合は、月額上限額を記入して下さい。
- ※3 審査の結果、実際の支給額は申請された請求額と異なる場合があります。

4. 償還払いの振込先

金融機関名		預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号		
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)		

※「1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)」と同じ名義の口座に限ります。

【添付書類】

- ①「園に支払った金額」を証明する領収証(コピー可)
- ②特定子ども・子育て支援提供証明書(原本)
- ※領収証と提供証明書を統合した「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書」の場合は原本を提出

様式第1-2号(第5条)

認可外保育施設等の併用が対象となる幼稚園・認定こども園用

記入日 年 月 日

(宛先) 千葉市長

施設等利用費交付申請書兼請求書

幼稚園・認定こども園の預かり保育事業

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、千葉市内に居住していることを千葉市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを千葉市が対象施設等に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を千葉市が対象施設等に確認すること。
4. 課税状況を千葉市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日	
氏 名	(注) 自筆でない場合は、記名押印してください。		現住所				
			電話番号				

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏 名		給付認定番号			
		園名			

3. 在籍園の預かり保育事業と認可外保育施設等の利用における施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※1	請求額※2、※3 (「c+d」が月額上限額の低い方を記入)
	園に支払った金額(a)※1	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

※1 支払った金額のうち、おやつ代など実費分を除いた額となります。

※2 月額上限額は11,300円(住民税非課税世帯の満3歳の場合は、次の3月分まで16,300円)です。「c+d」がこれを超える場合は、月額上限額を記入して下さい。

※3 審査の結果、実際の支給額は申請された請求額と異なる場合があります。

4. 償還払いの振込先

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※「1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)」と同じ名義の口座に限ります。

【添付書類】

①預かり保育の「園に支払った金額」を証明する領収証(コピー可)、特定子ども・子育て支援提供証明書(原本)

②「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(コピー可)、特定子ども・子育て支援提供証明書(原本)

※領収証と提供証明書を統合した「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書」の場合は原本を提出

※ファミリー・サポート・センターを利用の場合は、特定子ども・子育て支援提供証明書の代えて相互援助活動報告書(原本)

(宛先) 千葉市長

施設等利用費交付申請書兼請求書

認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターの施設等利用費

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、千葉市内に居住していることを千葉市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを千葉市が対象施設等に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を千葉市が対象施設等に確認すること。
4. 課税状況を千葉市が確認すること。

添付書類として、**領収証(コピー可)と提供証明書(原本)**が必要です。

※領収証と提供証明書を統合した「**領収証兼提供証明書**」の場合は**原本**を提出

※ファミリー・サポート・センターを利用の場合は、提供証明書の代わりに相互援助活動報告書の原本を提出

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

フリガナ		生年月日	
氏名	印 認定子どもとの続柄	現住所	
		電話番号	
※自筆でない場合は、記名押印してください。 ※振込先は施設等利用給付認定保護者(申請者)名義の口座に限ります。			

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ		生年月日	
氏名		給付認定番号	
		養育期間中の住所 <input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	

3. 利用した事業(認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター) ※複数記入可

①	施設・事業名	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> ベビーシッター <input type="checkbox"/> 一時預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター【子育て援助活動支援事業】
	所在地	電話番号
②	施設・事業名	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> ベビーシッター <input type="checkbox"/> 一時預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター【子育て援助活動支援事業】
	所在地	電話番号
③	施設・事業名	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> ベビーシッター <input type="checkbox"/> 一時預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター【子育て援助活動支援事業】
	所在地	電話番号

※千葉市内の施設については、所在地の記入は不要です。①～③に書き切れない場合は余白等に記載してください。

<裏面も記入して下さい>

④	施設・事業名	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> ベビーシッター <input type="checkbox"/> 一時預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター【子育て援助活動支援事業】
	所在地	
⑤	施設・事業名	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> ベビーシッター <input type="checkbox"/> 一時預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター【子育て援助活動支援事業】
	所在地	
		電話番号

※千葉市内の施設については、所在地の記入は不要です。①～⑤に書き切れない場合は余白等に記載してください。

4. 認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターの施設等利用費の償還払い請求の内訳

月額保育料 ※1	月分	月分	月分	合計(請求額) ※3
認可外保育施設	円	円	円	/
ベビーシッター	円	円	円	
一時預かり保育事業	円	円	円	
病児・病後児保育事業	円	円	円	
ファミリー・サポート・センター (子育て援助活動支援事業)	円	円	円	
月額保育料の合計	円	円	円	
請求額 以下の内、いずれか低い額を記入 「月額保育料の合計」 「月額上限額 ※2」	円	円	円	円

※1 保育料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の

月額相当分を算定し、「月額保育料」の欄に記入して下さい(10円未満の端数がある場合は切り捨て)。

※2 「月額上限額」は37,000円(住民税非課税世帯の0歳児～2歳児は42,000円)です。
 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入があった場合は、次の通りとなります。

< 月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額 >

37,000(42,000)円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数

< 月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額 >

37,000(42,000)円 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数

※3 審査の結果、実際の支給額は申請された請求額と異なる場合があります。

5. 償還払いの振込先

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※「1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)」と同じ名義の口座に限ります。

【添付書類】

① 「園に支払った金額」を証明する領収証(コピー可)

② 特定子ども・子育て支援提供証明書(原本)

※領収証と提供証明書を統合した「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書」の場合は原本を提出

※ファミリー・サポート・センターを利用の場合は、提供証明書の代わりに相互援助活動報告書の原本を提出

様式第1-4号(第5条)

相 互 援 助 活 動 報 告 書									
____月分									
依頼会員 会員番号:		お住まいの区:		氏名:					
		児童名:		生年月日:					
提供会員 会員番号:		お住まいの区:		氏名:					
日	曜	時間 (24時間表記)	援助 目的	児童の様子	時間・金額			交通費	合計
								食事代等	
		: ~ :			700円× (350円)	時間=	円	円	円
		: ~ :			900円× (450円)	時間=	円	円	
		: ~ :			700円× (350円)	時間=	円	円	円
		: ~ :			900円× (450円)	時間=	円	円	
		: ~ :			700円× (350円)	時間=	円	円	円
		: ~ :			900円× (450円)	時間=	円	円	
		: ~ :			700円× (350円)	時間=	円	円	円
		: ~ :			900円× (450円)	時間=	円	円	
		: ~ :			700円× (350円)	時間=	円	円	円
		: ~ :			900円× (450円)	時間=	円	円	
		: ~ :			700円× (350円)	時間=	円	円	円
		: ~ :			900円× (450円)	時間=	円	円	
合 計							円	円	円
平日 7:00~19:00 700円/時間 その他時間帯 900円/時間 ※1時間未満は1時間の報酬とする。1時間を延長したとき、30分以下は上記の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とする。同一世帯内の複数の子どもを援助する場合は、2人目からは半額とする。					報告上の注意 1ヶ月に1度、1人のお子さんにつき1枚をセンターに提出してください。当月分の報告は、月末締めで翌月10日までに必ず報告して下さい。キャンセルがあった場合は、日付と当日キャンセルか前日キャンセルかを記入してください。				
ちばしファミリー・サポート・センター tel: 043-201-6571 fax: 043-201-6572									

原本(依頼会員向け)

年 月 日

千葉市長

施設利用費支払通知書

請求のありました施設等利用費について、下記の通り振込の手続きを行いますので通知します。

給付対象児童の 氏名及び生年月日	
保護者の氏名	
住 所	
振込予定日	
金 額	
金 融 機 関	
口 座	

明細

対象年月	金額	対象年月	金額	対象年月	金額
	円		円		円
	円		円		円
	円		円		円
	円		円		円

（審査請求等について）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。